

山形県高等学校PTA連合会

規 約

第1条 名称および所在地

本会は、「山形県高等学校PTA連合会」と称し、事務局を寒河江市に置く。

第2条 組織および会員

本会は、山形県内の公立高校において組織される単位PTAを会員とする。

本会の下部組織として、各地区に高等学校PTA連合会を組織する。

第3条 目的

本会は、高等学校PTAの立場から、山形県の高等学校教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 高等学校教育に関する研究調査
- 2 会員の資質向上のための研修
- 3 教育諸団体との連携
- 4 関係当局との連携ならびに意見具申
- 5 会員相互の連絡
- 6 全国高等学校PTA連合会との連携
- 7 その他本会の目的達成のために必要となる事業

第5条 役員

本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名以内
- 3 理事 若干名
- 4 監事 2名
- 5 顧問 若干名

第6条 役員の任務

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の企画運営にあたる。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

第7条 役員の選出および任期

- 1 会長、副会長、理事、監事は、別表により定められる当番校制度により選出し、総会にて承認する。
- 2 会長、副会長ならびに監事は、単位PTAの役員より選出する。
理事は、単位PTAの会長および校長より選出する。

- 3 会長、副会長、理事、監事の任期は、1年間とし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、会長が委嘱し、総会にて報告する。
顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第8条 会議

- 1 本会に、総会および理事会を置く。
- 2 総会は、毎年一回、会長が招集し開催する。
総会では、役員の選出ならびに収支予算決算を審議する。
- 3 理事会は、会長が招集し開催する。
総会を開きがたいときは、理事会で代えることができる。

第9条 委員会の設置

本会に第4条の事業を推進するために、次の委員会を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 総務委員会 | 2 健全育成委員会 |
| 3 進路対策委員会 | 4 調査広報委員会 |

第10条 事務局

本会に、事務局を置く。

事務局長および事務局員の選任は、理事会の承認を得て会長がこれを行う。

第11条 経費

本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

会費については、別途定めるところによる。

第12条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第13条 帳簿

本会に次の帳簿を備える。

- 1 会員名簿および役員名簿
- 2 会計簿

附則 本規約は昭和39年7月16日から実施する。

本規約は昭和56年6月10日一部改正する。

本規約は昭和63年6月9日一部改正する。

本規約は平成7年5月20日一部改正する。

本規約は平成9年10月9日一部改正し、平成10年4月1日から実施する。

本規約は平成13年10月19日一部改正する。

本規約は平成23年2月3日一部改正し、平成23年4月1日から実施する。

本規約は平成24年5月29日一部改正する。